

美術品補償制度に係るヒアリングにおける主な意見

1. 美術品補償制度の発足による成果について

- 借用先が多い、評価額が高い、観客動員が爆発的には望めないといった理由からこれまでは開催ができなかった展覧会が、制度の適用により開催可能となった。
- 日本の美術品補償制度が信頼を得て、これまで他国に貸し出されなかった作品を借り受けることができるなど、交流の少なかった国との交流を開くきっかけとして本制度が機能した。
- 本制度により、多様な優れた美術品に広範な人々が比較的容易に接することができる機会が作られた。
- 本制度への申請は、美術館にとって、美術館の設備や、運営体制一般について見直し、改善を図る良い機会となるとともに、これまで制度の適用実績のない美術館にとっても、展覧会を実現するに当たり満たさなければならない諸条件を提示するという点で教育的な意味がある。
- 美術品補償制度の発足により、民間保険の保険引受け能力の拡大につながったことから、保険料負担の軽減に一定程度寄与していると考ええる。

2. 現在の美術品補償制度に係る現状と課題について

- 制度運用開始以来、制度の適用が認められた展覧会は12件（延べ25回）であるが、質の高い展覧会が広く全国で開催されるように国が支援するという制度の趣旨に反して、大都市圏、特に東京での展覧会に集中している。
- 12件という適用実績は、美術品補償制度を持つ国の中では少ない部類に属する。
- 総評価額50億円以上という条件にかなう展覧会は少数であり、その大半は大都市圏でしか開催されていない。
- 50億円までを引き受ける民間保険の保険料率について、制度設計時に期待されたほどには下がっておらず、申請に係る負担に比して、制度適用による経費上のメリットが薄いのではないか。本制度を継続し、その機能を発揮させるためにも、今後、一層の保険料の実質的な軽減効果があることが望まれる。
- 美術品を借り受ける先の海外の美術館に、日本の補償制度が十分に浸透していないのではないか。
- 現在の日本の美術館では、多岐にわたる業務を少数の学芸員が担っており、作品の保全に学芸員が注力できる状況にない。高まる保全面での要求水準を今後地方の公立美術館などが満たしていくのは困難ではないか。
- これまでの適用実績を見ると、ほとんどが大手の新聞社や放送局、展覧会を企画する企業が主催に入っている。これは、大きな展覧会を開催し、かつ制度の適用を申請する上で、これらマスコミや企業がかかわらないと展覧会が実現できないということ

を意味しているのではないか。

- マスコミと共催する展覧会では、施設の規模や興行を考慮すると、大都市圏の大型美術館・博物館に集中するのは否めない。本制度が浸透することで、そうした展覧会に偏り、学芸員の日ごろの調査研究が活かされない事態になることを懸念する。
- 当初の想定より実績は少ないが、これまでの12件について事故が発生していないのは評価すべきである。

3. 美術品の補償範囲（補償金額、補償対象等）について

<自己負担額の引下げ>

- 少しでも多くの美術館・博物館が本制度を利用し、広く全国で質の高い展覧会が開催されるようにするため、通常損害の自己負担額50億円という条件を引き下げることが望まれる。
 - ・ 通常損害の自己負担50億円を、特定損害の自己負担と同様に1億円まで下げられないか。
 - ・ 50億円という条件を残しつつ、30億円や20億円など何段階に分けることも考えられるのではないか。
 - ・ 自己負担額について、展覧会の総評価額に対する比率で決めるなどの方法で下げられないか。

<補償対象の在り方>

- 個人が所有する作品への制度の適用が難しい状況では、制度の対象となる作品に限られるので、斬新な企画の展覧会を開催しようとしても、制度を利用しづらい。
- 現在の制度は、主要な美術品を海外から借りる展覧会を対象としているが、国内の作品についても、検討を始めてはどうか。
- 美術品に限定されない多様な作品に関する展覧会で、多くの入館者が期待されない展覧会にも制度が適用されると非常に意味があるのではないか。

4. 美術品補償制度への申請手続について

<申請書類の内容・項目について>

- 申請資料について、必要な資料に厳選してほしい。
- 1作品ごとに第三者評価額（類似作品のオークションでの取引事例）を記載することが負担となっている。基本的には先方の評価額を尊重しつつ、疑義が生じるようなものについてオークションでの取引事例を挙げるというような対応にできないか。
- 展覧会の構成によって評価額の高い作品が集中することはやむを得ず、評価額入りの展示プランを提出する必要性に疑問を感じる。結界や監視員の配置などの安全対策を記入すればよいのではないか。
- 展覧会半年以上前の申請の段階で、作品のコンディション・レポート（作品個票）を作成するのが難しく、書類作成を省略・簡略化できないか。

<申請書類の提出時期・提出方法について>

- 美術品補償制度の適用実績のある施設に関する書類を簡略化できないか。
〔・適用実績のある施設に関する書類の提出を免除
・変更点や温湿度情報を含む最新情報を提出〕
- 事前照会の申請の時期が展覧会の半年前と早く、その段階では作品交渉の最中であるなど出品作品を決定して提出することが難しい。
- 申請書類の提出時期に関して、施設や設備などハード面に係るものや会計関係の書類を先に提出し、作品などソフト面に係るものは提出時期の猶予があると有り難い。
- 展覧会開催直前の3か月で詳細を詰めるため、3か月前に詳細について提出することが難しい。
- 輸送会社等と具体的なスケジュールや輸送経路を確定できない段階で、詳細な輸送日程や経路を求められても対応が難しい。
- 巡回展の場合、後半の施設に関する展示プランを本申請時に提出しても、大抵の場合変更が生じる。ある程度プランが固まった段階で提出する方がよいのではないか。

<制度の適用見込みについて>

- 計画している展覧会が美術品補償制度の適用を受けられるかどうか前もってわからないと、計画が具体化していかない。最終的な決定の前に制度の適用を受けられるかどうか予想できるような、展覧会の重要性や内容に係る基準のようなものを検討してほしい。

5. 海外の美術館等の所有者が美術品補償制度を受け入れるための方策について

- 海外の美術館やコレクター等に対し、制度の紹介や宣伝活動を強化し、海外の所有者の理解を促進することが必要。
- 約款の免責事項が多いことを理由に海外の主要国から美術品補償制度が受け入れら

れていないことから約款の改訂がなされたが、余り印象は変わらない。引き続き約款の見直し及び英訳文の改善を行うことが必要。

6. 美術品補償制度の改善に向けた方策について

<審査の在り方>

- 補償制度の適用に当たっては、安全面の水準を高めることを求めるだけでなく、展覧会開催のメリット等について配慮してもよいのではないか。
- 多くの入館者が見込まれない展覧会でも、美術館が独自の調査研究に基づいて企画する展覧会で、非常に高額な作品を借り受けることが必要である場合にこそ、美術品補償制度がうまく機能すべきである。

<事故対応の在り方>

- 実際に事故が発生した際に保険会社に委託する業務内容や、査定対応の体制など、事故対応に係る具体的な運用指針についてあらかじめ決めておく必要がある。

<軽減された保険料の使途>

- 補償制度の適用が決まった時点では、既にその年の美術館等の事業に係る予算は固まってしまっており、保険料が軽減された分で事業を膨らませるのは難しい。
- 補償制度の適用による「国民的利益への還元」とは、これまで保険料が高く開催が難しかった展覧会の開催が可能になったことであり、主催者への追加の経費負担（高校生無料化等）を求めることは本末転倒ではないか。

7. その他

- 文化庁及び文化審議会の体制として、国際的な展覧会制作の実務に精通した専門家や、本制度に長くかかわれる専門家が配置されることが望まれる。
- 将来的に、見直しの機会を定期的に作っていくべきと考える。